

土木工事共通特記仕様書

令和7年11月
千葉県県土整備部

【本仕様書の概要】

工事の発注に際しては、共通仕様書を補足し、施工に関する明細又は工事固有の技術的要求を定める図書として、特記仕様書を活用しているところですが、業務の効率化・簡素化を図るため、これまで特記仕様書に記載していた共通事項を移行し、新たに「土木工事共通特記仕様書」を定めることとしました。

【留意事項】

1. 土木工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）は、千葉県県土整備部が発注する土木工事の特記仕様書に「共通特記仕様書の適用」が明記されている工事に適用し、工事請負契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を図るものである。
2. 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「土木工事共通仕様書」の順とする。
3. 共通特記仕様書の各条項の適用について疑義が生じた場合は、監督職員に確認を行うこととする。

【更新履歴】

更新日	項目
令和7年4月1日	土木工事共通特記仕様書を策定しました。
令和7年10月1日	第2-8条 週休2日適用工事に、完全週休2日に関する事項を追記
令和7年11月1日	第2-3条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を修正

附 則

本共通特記仕様書は、令和7年4月1日以降に作成する千葉県県土整備部が発注する土木工事（下水道工事は除く）の設計図書に適用する。（以降の適用は上記の更新履歴による）

附 則

本共通特記仕様書は、令和7年8月1日以降に作成する千葉県県土整備部が発注する土木工事の設計図書に適用する。（以降の適用は上記の更新履歴による）

目 次

第1章 共通編（全ての工事を対象とする項目）

第1－1条 一般施工	4
第1－2条 震災対策	5
第1－3条 事業損失防止施策	6
第1－4条 工事書類の作成	7
第1－5条 設計変更等	8
第1－6条 情報共有システムの活用について	9
第1－7条 千葉県建設キャリアアップシステム活用工事	10
第1－8条 コンクリート二次製品	11

第2章 選択編（個別工事の条件により対象となる項目）

第2－1条 電子納品	12
第2－2条 工事監督支援業務の担当技術者	14
第2－3条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	15
第2－4条 難工事の指定	16
第2－5条 「三者会議」の実施	17
第2－6条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	19
第2－7条 快適トイレ	20
第2－8条 週休2日制適用工事	22
第2－9条 遠隔臨場	23
第2－10条 I C T活用工事	25
第2－11条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物における スランプ値の設定等	26

第1章 共通編（全ての工事を対象とする項目）

第1－1条 一般施工

1. 工事着手前に、工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また、施工に当り既設構造物及び埋設管等には十分に配慮し実施するものとする。
2. 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなければならない。
3. 本工事の施工を行う前に現況調査を行い、それに基づき平面、縦断、横断について検討を行うものとし、その結果については監督職員の承諾を得るものとする。
4. 本工事の施工にあたりバックホウ、移動式クレーン、ブルドーザを使用する場合は、標準操作方式建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成8年3月22日付経機発第35号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただし、指定されていない建設機械を使用する場合は監督職員と協議するものとする。また、平成6年9月30日以前に製作された移動式クレーン、平成7年3月31日以前に製作されたブルドーザについては、この限りではない。
5. 本工事において使用する機械は、排ガス対策型・低騒音型機械を標準とする。

第1－2条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が、発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第1－3条 事業損失防止施策

工事施工期間中は、地山の変動、湧水等の動態には十分注意し、地盤沈下、振動、移動等の測定及び沿道、近隣工作物等の事前事後調査等の結果、近隣に影響をおよぼす恐れ等、異常がある時は速やかに監督職員に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第1－4条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める最新版の「土木工事書類作成マニュアル（千葉県県土整備部）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める最新版の「土木工事電子書類スリム化ガイド（千葉県県土整備部）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

【関連資料】

- ・土木工事書類作成マニュアル
- ・土木工事電子書類スリム化ガイド

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/koukyoujigyou/kouji-manyual.html>

第1－5条 設計変更等

設計変更等については、契約書第19条から第26条及び土木工事共通仕様書共通編1－1－14から1－1－16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、最新版の「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）（千葉県国土整備部）」によることとする。

【関連資料】

- ・土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）（千葉県国土整備部）
URL:

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/documents/gaidorain-r0301.pdf>

第1－6条 情報共有システムの活用について

本工事は、情報共有システムの対象工事である。ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。

実施にあたっては最新版の「千葉県県土整備部情報共有システム実施要領」に基づくものとする。

【関連資料】

- ・千葉県県土整備部情報共有システム実施要領

URL:

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/jigyousha/denshinouhin/documents/r6-4-asp.pdf>

第1－7条 千葉県建設キャリアアップシステム活用工事

1. 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする
2. 受注者は、工事の締結後、工事着手前にC C U S 活用の希望の有無について監督職員と協議すること。
3. 工事の実施にあたっては、最新版の「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づき行うこと。

【関連資料】

- ・千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

URL:

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/ccus/documents/ccus-shikouyou.pdf>

第1－8条 コンクリート二次製品

千葉県型コンクリート二次製品の使用にあたっては、エコセメント製品の使用に努めること。

第2章 選択編（個別工事の条件により対象となる項目）

第2－1条 電子納品

1. 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、国交省の「工事完成図書の電子納品等要領（案）（平成20年5月）：（以下「要領」という）」に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R等）で正副2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、千葉県の最新版の「電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」を参考にするものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
4. 副本の一元的保管管理の対象とする場合、（公財）千葉県建設技術センターに登録・保管することとする。発注者との協議の後、（公財）千葉県建設技術センターに電子納品登録申請の手続き後に送付される「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」は、工事完成検査時に携行すること。

工事完成検査後、原則として1週間以内に、副本及び「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」を（公財）千葉県建設技術センターに送付すること。その後、（公財）千葉県建設技術センターから発行される「千葉県電子媒体（副本）受領書」を監督職員に提出すること。

なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は作業を行わなければならない。

【副本の一元的保管管理（（公財）建設技術センターに副本登録すること）の仕分けルール】

（1）必ず一元保管管理の対象とするもの

①トンネル、橋梁、ダム等、それら施設が万一損壊した場合、著しく県民に不利益が発生するいわゆる重要構造物。

☆重要構造物とは、構造計算が伴うことを一つの目安としてください。

☆例えば、橋梁下部工（基礎含む）、橋梁上部工、トンネル工、アースアンカーワーク、法鉢工、補強土壁工、地滑り対策工、軟弱地盤対策工、堰堤工等が考えられます。

②工事完成後、引き渡しを受ける工事目的物が、維持管理を直接伴うもの。

（2）一元保管管理が望ましいと考えられるもの（発注機関が判断の上決定してください。）

①上記（1）に関連し、別途発注された仮設工事等。

②その他特殊な目的で発注された管内全域にまたがる工事等。

(3)一元保管管理が「不要」と考えられるもの（発注機関が判断の上決定してください。）「道路除草」「点々穴埋め道路補修」等、単発的な補修や維持工事等。

【関連資料】

- ・電子納品運用ガイドライン【土木工事編】

URL:

https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/jigyousha/denshinouhin/documents/2016_kouzigaidorain.pdf

第2－2条 工事監督支援業務の担当技術者

1. 本工事は、工事監督支援業務担当技術者（以下、「担当技術者」という。）の配置対象工事であり、工事監督支援業務を別途建設コンサルタントに委託している。
2. 受注者は、工事監督支援業務を管理する管理技術者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。
3. 受注者は共通仕様書第3編第1章第1節1－1－2現場技術員（2）のほか、連絡についても、担当技術者を通じて行うことができる。
4. 監督職員から受注者に対する連絡が担当技術者を通じて行われた場合は、監督職員から直接連絡があったものと同等である。
5. 本工事を担当する担当技術者の氏名は、別途監督職員より通知する。

【対象工事】

工事監督支援業務の担当技術者を配置する工事

第2－3条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(2) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（C O B R I S）」）を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

2. 請け負おうとする建設業を営む者からの事前説明に関する事項

(1) 建設リサイクル法第12条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。

(2) 書面の交付は、契約に先立って行うこととする。

【対象工事】

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等

- ・建築物の解体工事 床面積の合計80m²
- ・建築物の新築・増築工事 床面積の500m²
- ・建築物の修繕・模様替等工事 請負金額 1億円（税込）
- ・建築物以外の工作物の工事（土木工事等） 請負金額 500万円（税込）

【関連資料】

- ・建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準

URL:

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/keikaku/kendoseibi/fukusanbutsu/documents/r0504syoririyoushikijun.pdf>

第2－4条 難工事の指定

本工事は、難工事として指定した工事である。

【対象工事】

当初設計金額が500万円以上の工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 現場条件に応じた対応が必要な工事
- (2) 作業条件・工程等に制約を受け手間のかかる工事
- (3) 関係機関との調整などマネジメントに配慮する工事
- (4) その他の制約条件により施工に手間がかかる工事

【関連資料】

- ・千葉県県土整備部難工事表彰要綱

URL:

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kendosei/jigyousha/kensetsu/documents/youkou2.pdf>

第2－5条 「三者会議」の実施

(対象工事の場合)

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」の実施対象工事である。

(対象工事以外)

三者会議は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行うものである。

本工事では、施工者から「三者会議」の開催の申し出があった場合、協議のうえ、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き、「三者会議」を開催するものとする。施工者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

【対象工事】

○重要構造物等を主体とする工事

(例)

- ・橋梁工を有する工事
- ・杭基礎を伴う工事
- ・軟弱地盤対策を伴う工事
- ・擁壁工、函渠工（応力計算有り）
- ・地すべり対策及び斜面対策を伴う工事
- ・堰堤や多自然工法を有する砂防工事
- ・樋門、堰や多自然工法を有する河川工事
- ・推進工法等による下水道工事

○技術的難易度の高い工種を有する工事

○複雑・規模の大きな仮設構造物を伴う工事

○新技術、新工法を採用している工事

○設計条件で不確定な要素を有する工事

○複雑な設計条件（地盤条件、水理条件、施工計画、景観、環境等）のある工事

○作業工程に制約の設計が行われている工事

○近傍の工事や調査との調整が必要な工事

○設計思想が重要である工事

○特に環境保全に配慮が必要な工事

○上記のほか、施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事

なお、対象工事以外の工事であっても、工事発注後に施工者からの申し出があった場合は、協議のうえ、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き、開催することができるものとする。

【関連資料】

千葉県県土整備部三者会議運用方針

URL:

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/kikaku/documents/20190401sansha.pdf>

第2－6条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
2. 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
3. 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

【対象工事】

主たる工種が屋外作業であるもの（港湾工事は除く）

【関連資料】

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

URL :

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/nechushou/documents/r021005-sikouyouryou.pdf>

第2－7条 快適トイレ

1. 本工事は、快適トイレ対象工事である。
2. 受注者は、当該工事の現場に快適トイレを設置する場合は、事前に工事打合せ簿により設置基数、設置期間、仕様について、監督職員と協議すること。
3. 快適トイレは、以下の（1）～（11）の仕様を満たすこと。なお、（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【トイレに求める機能】 ※必須

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置を含む）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

【付属品として備えるもの】 ※必須

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- (10) 鏡付きの洗面台
- (11) 便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】 ※任意

- (12) 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- (13) 擬音装置
- (14) フィッティングボード
- (15) フラッパー機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

4. 快適トイレの設置に要する費用は、通常の仮設トイレとの差額として、1基あたり51,000円/月を上限に、発注者が負担する。ただし、工事期間中に、通常の仮設トイレから快適トイレに変更した場合、又は快適トイレから通常の仮設トイレに変更した場合は、費用負担の対象としない。
5. 発注者が費用負担する快適トイレは、1現場1基までとする。ただし、男女別に設置する場合には、1現場2基までとする。
6. 発注者が負担する快適トイレの設置に要する費用は、設計変更で対応する。
7. 受注者は、快適トイレに係る支出実態のわかる資料を、監督職員に提出す

ること。

8. 受注者は、発注者が快適トイレに関するアンケートを実施する場合は、監督職員が指定した期日までにアンケートを提出すること

【対象工事】

予定価格 2千万円以上の土木工事

【関連資料】

建設現場における快適トイレの普及促進について

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/kaitekitoire/index.html>

第2－8条 週休2日制適用工事

現場閉所による週休2日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とすることができる。

なお、いずれの場合においても月単位の週休2日とする。

また、現場閉所による週休2日工事として発注した場合において、受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができるものとする。

(現場閉所による週休2日工事)

1. 本工事は、週休2日制適用工事である。
2. 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日（4週8休以上）達成相当の経費を補正している。
3. 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。
4. 受注者が、工事着手前に完全週休2日（土日）の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休2日（土日）相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
5. 週休2日制の実施にあたっては、最新版の「週休2日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。

(週休2日制交替制工事)

1. 本工事は、週休2日制適用工事である。
2. 受注者は、週休2日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日（4週8休以上）達成相当の経費を補正している。
3. 受注者が、工事着手前に完全週休2日交替制の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休2日相当を達成した場合は経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
4. 週休2日制の実施にあたっては、最新版の「週休2日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。

【対象工事】

以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・現場施工が1週間未満の工事
- ・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

【関連資料】

週休2日制適用工事実施要領 URL:

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/syuukyuu2/top.html>

第2－9条 遠隔臨場

1. 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「本試行工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声をスマートフォン向けのTV電話やWeb会議システムを利用しながら確認するものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保存する。（従来の立会資料の管理同様とする。）
- ③ ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 機器の準備

本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用しているWeb会議システム等を含め詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(4) 費用

本試行に要する費用は、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は、基本的にはリースとし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に機器の耐用年数

に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、同様の考え方とする。

【「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」】

各事務所で抽出した工事（年間5件程度）

【「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」とすることができる】

上記以外の遠隔臨場の対象工事

【対象工事】

遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種を対象とする。なお、効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事を次に列挙する。

- ・段階確認・材料確認又は立会を、映像確認できる工種
- ・本実施要領を実施可能な通信環境を確保できる現場

【関連資料】

『建設現場の遠隔臨場』の試行について

URL:

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/enkakurinzyou/enkakurinzyou.html>

第2－10条 ICT活用工事

1. 情報通信技術（ICT）の全面的な活用を推進するため、施工プロセスの各段階において、3次元データ等を活用するICT活用工事（下記の工種）を受注者の提案・協議により選択できるものとする。
2. 対象となる工種の実施にあたっては各工種の実施要領（最新版）及び実施要領に記載されている特記仕様書記載例に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

URL:

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/i-construction/index.html>

対象工種

- ・ICT活用工事（土工）
- ・ICT活用工事（土工1,000m³未満）
- ・ICT活用工事（小規模土工）
- ・ICT活用工事（河川浚渫）
- ・ICT活用工事（舗装工）
- ・ICT活用工事（舗装工（修繕工））
- ・ICT活用工事（地盤改良工）
- ・ICT活用工事（法面工）
- ・ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））
- ・ICT活用工事（基礎工）
- ・ICT活用工事（擁壁工）
- ・ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））
- ・ICT活用工事（コンクリート堰堤工）
- ・ICT活用工事（付帯構造物設置工）
- ・ICT活用工事（作業土工（床掘））

第2－11条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等

1. 現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。
2. 受注者は、標準値以外のスランプ値を用いる場合は、「コンクリート標準示方書（施工編）」の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員と協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

【関連資料】

流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）

URL:

<https://www.mlit.go.jp/common/001191821.pdf>